

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した、児童福祉司指導措置決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、令和4年8月31日付けで、児童福祉法（以下「法」という。）27条1項2号の規定に基づき、同月24日を指導の開始時期として行った、請求人及び請求外〇〇さん（以下「母」といい、請求人と併せて「請求人ら」という。）を名宛人とする、請求人らの子（次男）である〇〇さん（以下「本児」という。）に対する児童福祉司指導措置決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法、不当であって取り消されるべきであると主張している。

令和2年8月17日、児相分室へ（本児が）家のお金を取って使用してしまったこと、妹に対しての暴力・親との関係性について相談に行ったが、「（本児が）家に帰りたくないと言ったことと、家で嫌な言葉を言われて傷ついているため一時保護します。」としっかりとした説明もなく一時保護になった。この内容について、今回も、面談をする前にどのような流れで一時保護をすることになったのかを説明してほしいとお願いした。

長男が一時保護されたとき、担当職員から、「今後、長男が暴れたら110番して下さい。」と言われ、請求人らは110番したら長男が親に捨てられたと思うのではないかと担当職員に尋ねたが、指示通

りにしたら長男はさらに暴れてしまった。担当職員は想定できなかったと言っていたが、指示は間違っていたのではないか。その後、担当職員にも連絡はとれず、新たな担当からもしつかりした説明がなく、延長の裁判資料が送られてきて裁判をすることになった。

本児の一時保護にあたり、長男の件の説明を求めたが、話を聞く様子はなかった。本児の対応でも面談に当たり本件誓約書を書かされ、こちらの話も聞かずに帰宅日程の調整をするなど、話し合いをできない施設の方達の指導を受けることはできない。

人を人とも思わぬ担当職員と接していくことはできない。本児の面談で訪問した時から、担当職員は嘘をついて約束を守っていないにもかかわらず、担当職員は「嘘はついていない。約束も破っていない。」と一方通行の対応で、面子・体裁を守るためにしか見えない。

話を聞いてもらえず、以前からお願いしていることも説明してくれないので、〇〇児相の指導を受けていくより、親身に話を聞いて一緒に考えてくれる警察の少年課の方々、学校の先生、スクールカウンセラー、少年センターとの関わりで十分本児との関わり方が改善していくと思うので、今回、本件処分の取り消し審査をお願いした。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年11月 6日	諮問
令和 5年12月22日	審議（第84回第2部会）
令和 6年 1月19日	審議（第85回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 都道府県知事への報告

法 26 条 1 項は、児童相談所長は、法 25 条 1 項による通告を受けた児童、相談に応じた児童、その保護者等について、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならない旨を規定し、同項 1 号として、法 27 条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することを掲げている。

(2) 指導措置

法 27 条 1 項は、都道府県は、法 26 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童について、法 27 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならないとし、同項 2 号は、児童又はその保護者を児童相談所の事務所に通わせ当該事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司に指導させること等を規定している。

「児童相談所運営指針」（平成 2 年 3 月 5 日付児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）第 4 章第 2 節 2 は、法 27 条 1 項 2 号の措置による指導について、「(1)児童福祉司指導
ア 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して行う。イ 児童福祉司指導は、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。また、担当者は児童福祉司が中心となるが、必要に応じ他の職員も参加する等柔軟な対応をとる。ウ 児童福祉司指導を行う場合には、市町村、福祉事務所、児童委員その他関係機関との連携を十分に図る。場合によっては児童委員指導等と併せて行うことも考慮する。エ 児童福祉司指導の場合には、指導を担当する児童福祉司の氏名等及びその指導に付する旨を子どもや保護者等に通知する。オ（略）」としている。

東京都においては、法 27 条 1 項の措置を採る知事の権限は、法 32 条 1 項及び児童福祉法施行細則（昭和 41 年東京都規則第 169 号。以下「施行細則」という。）1 条 1 項 1 号により、児童相談所長に委任されている。

(3) 一時保護

法 33 条は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 27 条 1 項又は 2 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し

適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる」と規定している。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、令和4年6月23日、〇〇警察署からの本児の身柄付児童通告により、同月24日、処分庁は本児を一時保護（一時保護2）したこと及び同年8月4日、処分庁は、本児が家庭復帰を望んでおり、請求人らも本児の家庭引取りを望み、本件誓約書を提出したことから、同月15日付けで一時保護2の解除を決定したことが認められる。

法25条1項の通告を受け、法26条1項1号の報告のあった本児について、法27条1項により、同項各号のいずれかの措置をとらなければならないとされるところ（上記1・(1)及び(2)）、上記の事実からすれば、処分庁が、本児の非行行為の再発を防止し、一時保護2の解除により家庭に復帰した本児の生活状況の確認や、家庭での生活において本件誓約書の内容が守られているかを確認するため、本児や請求人らに対する児童福祉司の指導が必要であると判断したことに不合理な点はない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、請求人の長男に対する処分と、これに対する処分庁の対応及びその説明のないことに納得がいかず、担当職員の指導を受けていくより、他の機関との関わりで十分本児との関わり方が改善していくとして、本件処分の取消しを求めている。

しかしながら、本件処分とは別の請求人の長男に対する処分に対する不服をもって本件処分の取消理由になるとは認められず、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分について、違法又は不当な点があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われて

いるものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)